

避難勧告等の判断・伝達マニュアル



瑞穂市
平成29年3月

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

はじめに	1
1 市の責務	3
2 対象とする自然災害	3
3 住民・施設管理者の避難行動の原則	3
4 避難行動（安全確保行動）の考え方	7
5 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方	9
6 避難勧告等の伝達手段と方法	12
7 要配慮者等の避難の実効性の確保	13
8 避難勧告等発令の判断基準の設定	15
9 リアルタイムで入手できる防災気象情報等	17
10 洪水等の避難勧告等	18
11 避難勧告等の発令時における関係機関の助言	27
12 市の体制と災害対応の流れ	28
様式・資料	31

はじめに

近年、日本各地において洪水等の自然災害が多発しており、市町村で避難勧告等の基準が定められているにもかかわらず、避難行動の問題や避難の遅れ等により、犠牲者の方がでていることが問題となっています。

瑞穂市においても「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が、平成17年に内閣府により策定された、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）等を踏まえ作成され、平成23年11月の一部改訂、平成27年7月の全面改訂を経て現在に至っています。

今回、平成28年の台風第10号により、東北・北海道の各地において甚大な被害が発生し、国において「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が改訂され、名称も「避難勧告等に関するガイドライン」に変更されたため、所要の改正を行います。

ガイドラインの改正のポイント

1 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方について

- ・避難勧告等を発令する際の対象者の明確化とその対象者のとるべき避難行動を判りやすく伝達すること。
- ・住民への居住地の災害リスク等の情報やとるべき避難行動を周知すること。
- ・これまでにない災害リスクにも対応できるような情報提供を実施すること。
- ・地域での声かけなど居住者等の避難を促すための情報提供をすること。

2 要配慮者の避難の実効性を高める方法について

- ・要配慮者利用施設の災害計画は、自然災害からの避難も盛り込んだ計画とすること。
- ・要配慮者利用施設への情報伝達が確実にされるように、福祉部局等と連携を図って、情報伝達体制を定めておくこと。
- ・災害計画の実行性確保、避難訓練の実施の徹底を図るとともに、それらの具体的な内容を定期的に確認すること。

3 躊躇なく避難勧告等を発令するための市の体制の構築について

- ・災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと。
- ・全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を市長が確実に把握できるような体制を構築すること。
- ・災害時に、河川管理者や気象台職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時から構築しておくこと。
- ・予期せぬトラブル等もあることを考慮し、いざという時の伝達手段の充実を図ること。
- ・上記の事柄について、訓練等を通じて改善を重ねていくこと。

4 「避難準備情報」等の名称変更

変更前 変更後

「避難準備情報」	→	「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難勧告」	→	「避難勧告」
「避難指示」	→	「避難指示（緊急）」

本マニュアルは、これらの改正、現時点における関係機関の技術、知見等を踏まえとりまとめたものですが、今後の河川に関する情報体制の整備・進捗、新たな技術・知見等を踏まえ、適切な時期に見直しを行うものとします。

本マニュアルは、自然災害のうち洪水及び内水氾濫（以下「洪水等」という。）に伴う避難を対象としており、積乱雲の急な発達により発生する竜巻、雷、急な大雨といった現象は、適時的確な避難勧告等の発令が困難であることから、それらへの対処方法については、「様式・資料」編にて参考例を紹介させていただきます。

1 市の責務

市町村は災害対策基本法において、災害が発生する場合等に居住者等に対し、避難勧告等を発令する権限が付与されています。しかし、避難勧告等が発令されたとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは、本人自身であること等の理由により、この避難勧告等には強制力は伴っていません。これは、災害に直面する状況は個人によって違うことから、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるということを示しています。

したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき市長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなります。

このため、市長が実施する重要な対策等としては、以下のとおりとなります。

- ・ 災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、どの居住地等にどんな災害のリスクがあり、どのような時に、どのような避難行動をとるべきかについて、訓練等を通じて日頃から周知徹底を図る取り組みを行うこと。
- ・ 避難勧告等の発令の考え方や地域の災害リスクについて、関係機関の助言を得て十分に確認しておくこと。
- ・ 災害のおそれがある各段階で、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、以下の「避難行動の原則」等を平時から住民に周知すること。
- ・ 避難勧告の発令等の際に暴風雨で身動きが取れなくなることが想定される場合、想定を上回る規模の災害が発生するおそれがある場合においては、より安全を目指して早めの避難を促すこと。
- ・ 避難勧告等は、避難勧告等の対象となる区域を設定して発令することとしていますが区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくて良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、住民自ら判断して避難することを促すこと。
- ・ 関係機関からの情報や収集した情報等により、的確に判断し、躊躇することなく避難勧告等を発令し、速やかに住民等に伝達すること。

2 対象とする自然災害

本マニュアルでは、人的被害が発生するような一定規模以上の河川の洪水等を主な対象としています。小河川等であっても氾濫が発生し、または発生しそうな場合に生命的の危険があると判断される場合には、躊躇なく避難勧告等の発令を行います。

3 住民・施設管理者の避難行動の原則

(1) 住民の避難行動の原則

自然災害に対しては、行政に過剰に依存することなく、自助の意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込み（正常化バイアス）に陥ることがないように、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則となります。

災害発生の危険が高まった際には、避難勧告等が発令されますが、個人にたいして発令されるものではない、突発的な災害は発令が間に合わない、各個人のお

かれている状況（居住地の地形、家屋、家族構成等）には違いがあること等から適切な避難行動、避難のタイミングは各個人で異なることを理解した上で、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要か、上階への移動等で危険が回避できるのか等について、住民はあらかじめ確認・認識し、自らの避難行動を判断すべきです。

また、洪水等は台風や前線による降雨により発生する場合が多いことから、気象台からの気象情報の発表、強風や大雨の強まりに注意し、最新の気象情報や市から発令される避難勧告等を常に確認する必要があります。

（2）施設管理者等の避難行動の原則

施設管理者等は、上記の「（1）住民の避難行動の原則」を踏まえた上で、以下の点に留意する必要があります。

- ①施設毎の規定（介護保険法等）や災害毎の規定（水防法等）により、利用者の避難が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から具体的な災害計画を作成する必要がある。
- ②大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合など、逐次発信される防災気象情報を的確に把握し、早めの避難措置を講じる必要がある。特に小規模な河川の場合、水位上昇が極めて早い場合が多く特に留意する必要がある。
- ③要配慮者利用施設の管理者等については、市、消防団、自治会等とも連携を図り、避難時等における支援が受けられるよう調整を実施する必要がある。
- ④入院患者や施設入所者等の移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所とそこまでの移動経路、移動手段を確認しておくこと。
- ⑤移動にリスクが伴うことから、指定緊急避難場所への避難が不可能な場合も想定し、「近隣の安全な場所」への避難、「屋内安全確保」の措置がとれるよう複数の避難先を平時から確保する必要がある。
- ⑥上記の項目について、災害計画に記載し訓練を実施し実効性を高める必要がある。
- ⑦その他、アンダーパスを有する道路の管理者及び地下工事の責任者等は、洪水等により命が脅かされる危険があると判断される場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、関係者に危険が及ばないよう、立入禁止や待避等の措置を適切に講じる必要がある。

(3) 住民・施設管理者等に対して求める避難行動

発令種別	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他的人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難である急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生してもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。

※「近隣の安全な場所」とは、指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所や建物等

※「屋内安全確保」とは、その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

※突発的な災害の場合、市からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

次に避難行動に関して、基本的な対応等を以下のとおり挙げさせていただきます。

- ・激しい降雨時には、河川には近づかない。
- ・小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。
- ・自分がいる場所での降雨は少なくとも、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、大雨注意報の発表又は上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷での活動は控える。
- ・大雨により、側溝や下水道の排水が十分にできず、浸水している場合は、マンホールや道路の側溝に近づかない。
- ・避難勧告等が出されてなくても、「自らの身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。
- ・市は、住民の安全を考慮して、災害発生の可能性が少なくても避難勧告等を発令する場合があることから、実際には災害が発生しない「空振り」になることもある。しかし、何も起こらなければ「幸運」だったという心構えも重要である。

- ・洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川（以下「その他の河川」という。）における、極めて短時間で局所的な大雨（ゲリラ豪雨）による浸水は、避難勧告等の発令が時間的な理由等で難しいことから、自らの判断で上階などへの移動等の避難行動をとる必要がある。
- ・浸水時に、浸水しているところを移動することは非常に危険なので、孤立したとしても基本的には移動しない。
- ・避難勧告等が発令された後であっても、激しい雨、風などで避難所等に避難することが危険と判断される場合は、近隣の安全と思われる場所、建物へ移動するか、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える。
- ・台風の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、避難勧告等の発令状況をテレビ、携帯電話等で常に確認し、災害の危険性の有無を確認する。
- ・避難勧告等を発令する地域は、あくまで目安であり、発令されない地域は安全ということではなく、想定を上回る事態が発生することも考慮して、危険だと感じた場合は自主的かつ速やかに避難行動をとる。
- ・台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立退き避難が必要な住民等は、暴風警報等に表示される警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）に留意し、避難できなくなる前に、各人が判断して早めに立退き避難を行う。
- ・自動車による避難は、渋滞や交通事故等が発生することに留意する。
- ・要配慮者利用施設の管理者等は、要配慮者が避難に時間を要することから、早い時期から避難措置を講ずる必要がある。また、平常時から具体的な災害計画を作成し、訓練を実施する必要がある。
- ・家屋の流失等のおそれがある場合、自宅最上階まで浸水する場合、長時間の浸水が継続することが予想される場合等は、指定緊急避難場所まで立退き避難する。

4 避難行動（安全確保行動）の考え方

（1）避難の目的

従来、漠然としていた「避難」の目的を、国では「避難行動」という名称を使用し、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るために行動」としています。

避難行動を取るにあたっては、次に掲げる事項を明確にすることが必要となります。

- ①災害種別毎に危険な場所を知ること。
- ②それぞれの危険に対して、どのような避難行動をとれば良いか明確にすること。
- ③どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にすること。

（2）避難行動

従来の避難行動は、避難勧告等の発令時に学校等の公的施設に避難することが一般的でした。今後は、避難所とされてきた場所等へ移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とします。

- ①指定緊急避難場所、指定避難所への移動
- ②（自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③近隣の高い建物への移動
- ④建物内の安全な場所での待機

また、住民・施設管理者等は、次の事柄についても検討しておく必要があります。

- ①ハザードマップ等を基に、避難勧告等が発令された場合における避難行動
- ②自主避難先としている親戚・友人等の家をハザードマップ等により、安全性を確認し、移動時間を考慮し避難行動開始のタイミング

（3）避難勧告等と避難行動

災害対策基本法において、市長の発令する避難勧告等とは、避難のために家屋等の現在いる場所からの立ち退きを意味しています。しかし、災害が発生した場合や災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置も避難勧告等が促す避難行動となります。

実際の避難勧告等の発令時には、指定緊急避難場所等への避難とともに、外が危険な場合には屋内での安全確保を図ることを広報無線等によりお知らせします。

なお、従来、その場を立ち退いて安全を確保できる場所に一時的に移動することを「水平避難」、自宅や安全を確保できる場所に留まることを「待避」、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動することを「垂直避難」と呼ばれていますが、このマニュアルにおいては、「水平避難」を「立退き避難」とし、「待避」、「垂直避難」を「屋内安全確保」とさせていただきます。

（4）指定緊急避難場所と指定避難所

避難行動をとる際の安全確保の観点から、災害対策基本法において指定緊急避難場所と指定避難所を明確に区分し、市町村が指定することとされました。

- 指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所
- 指定避難所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所

(5) 水害時において立退き避難が必要となる場合

- ①比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
- ②川の流れが速いところで、洪水により川岸が浸食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合
- ③氾濫した水の浸水深が大きく、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建以上の建物でさらに浸水深の大きさがこれを上回ることにより、屋内安全確保では身体に危険が及ぶ可能性がある場合
- ④海抜が低く浸水が長期間継続する場合

5 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方

(1) 平時からの情報提供

市では、住民・施設管理者等に対して災害リスク情報や災害時のとるべき避難行動、指定緊急避難場所・指定避難所の施設の場所等を以下の方法により情報提供をしています。

住民・施設管理者等は、これらの情報をもとに避難勧告等が発令された段階において、どのような避難行動をとらなければならないかをあらかじめ考え、認識しておく必要があります。最終的には、自らが避難行動を判断しなくてはならないことになります。

○市における情報提供

- ・瑞穂市洪水ハザードマップ
- ・市ホームページによる防災記事の掲載
- ・市広報紙による防災記事の掲載
- ・各種防災マニュアルの作成、公表

(2) 災害発生のおそれがある場合における情報の伝達

台風等による大雨等の事前に予測が可能な場合において、災害発生の危険性が高まった場合に、危険が去るまでの間、防災気象情報、自主避難所の開設状況、市内の被害状況などを市から提供させていただくことで、早い段階の円滑な避難を援助していきます。

(3) 避難を促す防災気象情報等の提供

市では、災害発生のおそれがある各段階において、住民・施設管理者等が自らの判断による避難を促すため、各種の防災気象情報が示す内容、入手方法について判りやすく周知すべきことから、リアルタイムで入手できる防災気象情報のうち、主要なものを以下のとおり提示します。

①気象情報、気象注意報・警報・特別警報

ア) 気象情報

・台風情報

台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況等及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに従い、より詳細な情報がより更新頻度を上げて提供される。

・気象情報

警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、都道府県単位で適時発表される。

イ) 気象注意報・警報・特別警報

気象現象・地震・津波等によって災害が起こるおそれのあるときに発表される。注意報、警報、特別警報の3種類がある（洪水については特別警

報はない）。また、気象警報等の内容には、各市町村における今後の注意警戒を要する時間帯（注意警戒期間）、最大1時間雨量、最大風速、最高潮位等の量的な予測値も記載されている。

気象警報・注意報は、居住者等の安全確保行動がとられるまでに要する時間を考慮して、災害に結び付くような激しい現象が発生する3～6時間前（ただし短時間の強雨については2～3時間前）の時点で発表することが基本とされている。また、6～24時間以内に警報基準に到達する可能性が高いと予想されている場合には、警報に切り替える可能性に言及した注意報が発表される。

②雨量に関する情報

ア) 地点雨量

- ・アメダス 各観測地点で実測した降水量（10分毎）
- ・テレメーター雨量・リアルタイム雨量 各観測地点で実測した降水量（10分毎）

イ) 面的な雨量

- ・XRAIN (250mメッシュ、1分毎)
- ・リアルタイムレーダー 各レーダー情報の重ね合わせ（5分毎）
- ・解析雨量 レーダーとアメダス等の降水量観測値から作成した降水量の分布（1kmメッシュ、30分毎）
- ・高解像度降水ナウキャスト レーダー実況と1時間先までの降水強度（250mメッシュ 30分先まで、1kmメッシュ 60分先まで5分毎）
- ・降水短時間予報 6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想（1kmメッシュ、30分毎）

ウ) 流域平均雨量等

洪水予報河川、水位周知河川及び水位を監視している河川の避難勧告等の判断に活用できる。

③洪水等に関する情報

本マニュアルで避難勧告等の対象とする河川は、主に国土交通省、県により管理されており、以下の二つに分類されます。

- ・洪水予報河川 水位や流量の予報が行われる河川
- ・水位周知河川 現状の水位や流量の情報が提供される河川

※洪水予報河川は、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、その区間を定めて指定される。

これらの河川では、避難行動を判断する目安とする水位が河川毎に定められています。

- ア) 洪水予報河川等における避難判断の目安とする水位
- ・氾濫注意水位 水防団出動の目安
 - ・避難判断水位 市長の避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安、河川の氾濫に関する住民への注意喚起
 - ・氾濫危険水位 (水位周知河川は、洪水特別警戒水位とも言う。)
市長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断・相当な氾濫（家屋浸水等の被害を生じる等）のおそれがある水位
- イ) 指定河川洪水予報及び水位到達情報の名称と発出されるタイミング
- 洪水予報河川における指定河川洪水予報、水位周知河川における水位到達情報では、到達した水位に応じた警報等が発表される。発表単位に複数の主要な水位観測所が含まれている場合は、そのうち最も危険度が高い水位観測所の水位等に応じたものが発表される。
- さらに、洪水予報河川においては、各水位への到達にあわせて水位予測が主要な水位観測所毎に発表される。3時間程度先までであることが多い。
- ・氾濫発生情報：氾濫が発生した時
 - ・氾濫危険情報：氾濫危険水位に到達した時
 - ・氾濫警戒情報：避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時（指定河川洪水予報）
避難判断水位に到達した時（水位到達情報）
 - ・氾濫注意情報：氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれた時（指定河川洪水予報）
氾濫注意水位に到達したとき（水位到達情報）
- ウ) 流域雨量指標の6時間先までの予測値（以下「流域雨量指標の予測値」という。）
- 平成29年度の出水期から情報提供が開始される。水位周知河川及びその他河川の避難準備・高齢者等避難開始等の判断に活用する。河川の流域単位で降雨の流出・流下過程を簡易的に考慮した情報であり、上流域の雨量の予測情報（6時間先までの降水短期予報）を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を6時間先までの予測値として算出している。洪水警報等の基準値（以下「基準値」という。）への到達状況に応じて、対象地点における6時間先までの洪水危険度を判断できるため、流域雨量指標を使用する場合には、その値だけではなく基準値との比較によって色分け表示される危険度を参照することが重要である。基準値は過去の洪水発生時の流域雨量指標の値を網羅的に調査した上で設定しているため、流域雨量指標の計算では考慮されていない要素（ダムや堰、水門等の人為的な流水の制御、潮位の影響及び支川合流の影響、堤防等のインフラの整備状況の違いなど）も基準値には一定程度反映されている。気象庁からの防災情報提供システムにより参照できる。

6 避難勧告等の伝達手段と方法

(1) 市による情報伝達の考え方

避難勧告等を住民・施設管理者等に広く確実に伝達するために、市では以下のように多様な伝達手段を組み合わせて使用することとしています。

また、利用可能な情報伝達手段を最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検、操作訓練、役割分担等の体制構築を図りながら、情報伝達手段の更なる多様化、多重化を進めていく予定です。

① P U S H型の伝達手段（必要な情報が自動的に配信されるタイプ）

- ・市防災行政無線
- ・エリアメール
- ・みずほ防災メール
- ・防災ラジオ
- ・ぎふ川と道のアラームメール

② P U L L型の伝達手段（必要な情報を取りに行くタイプ）

- ・テレビ
- ・ラジオ（FMわっち 78.5MHz）
- ・市ホームページ
- ・ヤフー
- ・市防災行政無線のテレフォンサービス
- ・国交省・岐阜県の川の防災情報

③その他

- ・市広報車、消防署、消防団による広報
- ・サイレン
- ・電話（自治会長等）
- ・MCA無線

(2) 避難勧告等の伝達内容

①避難準備・高齢者等避難開始の伝達文（例）

「避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。」《繰り返し》

→（サイレン吹鳴15秒）→（5秒休止）→（サイレン吹鳴15秒）

「こちらは、瑞穂市災害対策本部です。ただ今、〇〇（避難すべき理由）ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇（避難所の名称）へ避難してください。その他の方は、避難の準備を始めてください。避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所へ避難してください。」

●避難すべき事由（例）

水位観測所の水位が避難判断水位を超えた場合など

②避難勧告の伝達文（例）

「避難勧告についてお知らせします。」《繰り返し》

→（サイレン吹鳴 15秒）→（5秒休止）→（サイレン吹鳴 15秒）

「こちらは、瑞穂市災害対策本部です。ただ今、〇〇（避難すべき理由）ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、避難勧告を発令しました。直ちに〇〇（避難所の名称）へ避難してください。また、避難の際は、できるだけ近所の方にも声をかけていただき、避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。」

●避難すべき事由（例）

水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた場合など

③避難指示（緊急）の伝達文（例）

「避難勧告（緊急）についてお知らせします。」《繰り返し》

→（サイレン吹鳴 15秒）→（5秒休止）→（サイレン吹鳴 15秒）

「緊急放送、緊急放送。こちらは、瑞穂市災害対策本部です。ただ今、〇〇（避難すべき理由）ため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対し、避難指示（緊急）を発令しました。直ちに〇〇（避難所の名称）へ避難を完了してください。避難に十分な時間がない場合は、近くの安全な建物に避難するか、屋内の高いところへ緊急に避難してください。（なお、〇〇付近は冠水により通行ができないので十分注意してください。）」

●避難すべき事由（例）

水位が堤防の天端高を超える恐れ（溢水、越水）がある場合など

（3）県や関係機関への伝達

避難勧告等を発令したときは、市長はその旨を県知事に報告する必要があり、その他関係機関にも連絡を行うものとします。なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法で行うものとします。

○連絡先

- ・ 指定地方行政機関（木曽川上流河川事務所、岐阜国道事務所、岐阜地方気象台など）
- ・ 岐阜県（危機管理政策課岐阜地域防災係、岐阜土木事務所など）
- ・ 消防機関（岐阜市消防本部、消防団）
- ・ 自衛隊（陸上自衛隊第35普通科連隊）
- ・ 警察（北方警察署）
- ・ 指定公共機関（日本郵便株、JR東海、中部電力株岐阜営業所など）
- ・ 指定地方公共機関（岐阜放送、日本通運株、福山通運株など）
- ・ 医師会等（もとす医師会、もとす歯科医師会、もとす薬剤師会など）
- ・ 公共的団体（JAぎふ、瑞穂市社会福祉協議会、瑞穂市商工会など）

7 要配慮者等の避難の実効性の確保

（1）要配慮者利用施設等における災害計画の実効性の確保

要配慮者利用施設の施設管理者は、その設置目的を踏まえた施設毎の規定（

介護保険法等) や、災害に対応するための災害毎の規定(水防法等)により、利用者の避難計画を含む災害計画を作成することになっています。この計画の実効性を確保するために、避難訓練などの訓練の実施、施設を所管する官公庁による計画内容等の確認を受けなくてはなりません。

(2) 在宅の要配慮者の避難

市では、災害時の避難に支援が必要となる避難行動要支援者(障がい者、要介護者等)の方々の名簿を作成し、避難支援等関係者(消防署、民生委員など)に配布する事業を進めています。名簿の配布が進んだ段階で、避難支援等関係者から避難行動要支援者に対する様々な避難支援(安否確認など)を実施していただくために、市と協力して個別計画の作成、訓練の実施等を行う必要があります。

(3) 要配慮者利用施設への伝達

市では、水防法において要配慮者利用施設の施設管理者に対し洪水予報等の伝達方法を定めることとされていることから、施設管理者が利用者の避難支援を始めるのは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階であることに留意しつつ、情報が確実に伝達されるよう、みずほ防災メールなどの情報伝達手段、体制を整えることとします。

(4) 在宅の要配慮者への伝達

在宅の避難行動要支援者への情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた多様な伝達手段の拡充を市として図っていくこととします。

また、現在利用できる伝達手段として以下のような手段が考えられます。

- ・ 視覚障がい者 市防災行政無線、電話、メール、ラジオ、テレビなど
- ・ 聴覚障がい者 メール、市HP、テレビ(データ放送など)など
- ・ 高齢者 上記の障がい者と同じ

今後の課題として、外国人の方に対応できるよう、情報の多言語化に努めます。

8 避難勧告等発令の判断基準の設定

避難勧告等が発令された場合、同じ避難勧告の対象区域の中でも、それぞれ避難行動が違ってくることがあります。対象とする災害が水害の場合、浸水する区域であっても床下浸水にとどまる等、命を脅かす危険性がないと考えられる区域については、避難勧告等の発令対象区域から外れている場合があることや、避難行動としては屋内安全確保で十分である場合があります。ただし、想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合や、住民・施設管理者等自身が必要と判断した場合は立退き避難も含めてその時点でとり得る命を守る避難行動をとることになるので注意が必要です。

(1) 避難勧告等の対象とする区域の設定

洪水で避難勧告等の対象となる区域は、洪水ハザードマップやその基となる各河川の洪水浸水想定区域図を基本として設定を行います。なお、洪水発生のおそれ又は発生した場合における実際の発令にあたっては、河川状況や堤防決壊、溢水の怖れがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮し、河川管理者や気象台等からの助言を踏まえ区域を設定することになります。

複数の河川からの浸水が想定される地域においては、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することも想定し、全ての浸水深のうち最も大きい浸水深を基準にして、立退き避難等の行動をとる必要があります。

※岐阜県が指定している水位周知河川については、各氾濫ブロック単位で危険水位が定められており、発令対象地域を絞って設定することができます。

(2) 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方

- ①市は対象とする災害の種別毎に避難行動が必要な地域を示して、住民が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難勧告等を発令します。ただし、避難勧告等は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、住民がどのような避難行動が必要か理解し、避難先や避難経路等を確認するように訓練等を通じて周知していく必要があります。
- ②避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動の時間も考慮することとします。また、避難指示（緊急）は、災害が発生している又は発生するおそれが極めて高い状況において発令することを想定しています。
- ③避難勧告等を発令した時点で、既に災害が発生しているなど指定緊急避難場所等への避難がかえって命の危険につながると住民自らが判断した場合は、近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」をとる必要があります。
- ④突発性が高く予測が困難な急激に水位上昇するおそれがある河川沿いについては積極的に避難準備・高齢者等避難開始を活用し、要配慮者に立退き避難を早期に開始してもらうよう周知します。
- ⑤避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合に、避難勧告、避難指示（緊急）が必ずしも発令される訳ではなく、危険が去った場合には避難準備・高齢者等避難開始のみの発令で終わる場合もあります。

- ⑥避難勧告等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」も有り得ますが、被害が無ければ良かったと思えるような意識を持つことが重要となります。
- ⑦事態の急変、災害の切迫した場合には、段階を踏まずに避難勧告、避難指示（緊急）を発令するなど、臨機応変の措置をとることがあります。
- ⑧指定避難所等が未開設の場合、夜間や外出が危険な場合であっても、災害が切迫しているなど状況によっては、避難勧告等を発令する場合があります。
- ⑨避難勧告発令時において、指定避難所等が未開設という事態を避けるために、遅くとも避難準備・高齢者等避難開始の発令段階で順次開設を開始することとし、開設状況を防災行政無線等を通じて周知を図ります。

(3) 立退き避難が必要な洪水等の事象

- ①堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- ②川の流れが速いところで、河岸浸食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合
- ③氾濫した水の浸水が深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保をするのみでは命に危険が及ぶおそれがある場合
- ④人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、道路のアンダーパス、地道など）
- ⑤海拔ゼロメートル地帯のように浸水が長時間継続するおそれがある場合

(4) 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言

気象、河川、土壤等がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なります。これらの施設の管理者は国や県である場合が多く、また、施設の管理者は、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有しています。

災害対策基本法では、市は国・県等に対して、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができるとされていることから、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求めます。

○協力・助言を求めることのできる対象機関（以下「専門機関」という。）

- ・木曽川上流河川事務所
- ・岐阜土木事務所
- ・大垣土木事務所
- ・岐阜地方気象台

9 リアルタイムで入手できる防災気象情報等

気象庁の防災情報提供システムや国土交通省・岐阜県の川の防災情報では、市町村向けに、リアルタイムの降水量、水位等の数値や範囲を示す情報が配信されています。これらの情報は、定期的又は随時に更新されることから、常に最新の情報の入手・把握に努めることが重要となります。

(1) 防災気象情報の入手等

避難勧告等を発令する重要な参考情報となる防災気象情報等については、情報を入手する手段を確認しておく必要があります。

具体的にどのような情報があるかは、5－(3) を参照ください。

※入手手段の一つとして、岐阜県の「ぎふ川と道のアラームメール」に事前登録しておけば、地域の気象、河川、道路規制情報を電子メールで受信することができます。

(2) 地域の情報収集

災害の発生が予想される又は、発生した場合において、発生現場などの情報を以下の方法により収集を行うこととします。

①情報収集者

- ・市職員
- ・住民
- ・自治会長（自主防災組織の代表）
- ・消防（水防）団員、消防署
- ・北方警察署
- ・社会福祉協議会
- ・民生児童委員 など

②連絡方法

電話、FAX、メール、口頭など、災害の状況に応じた最も適切な方法により行うものとします。

10 洪水等の避難勧告等

(1) 避難勧告等の対象とする洪水等

本マニュアルでは、居住者等に命の危険を及ぼす洪水等を原則として避難勧告等の発令対象とします。

水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている、洪水予報河川と水位周知河川については、避難勧告等の発令対象とする。これらの河川については、国・県によりそれぞれ水位予測（指定河川洪水予報）と水位周知がなされることになっており、基本的にこの情報に基づいて、避難勧告等の発令基準を設定します。

その他の小河川等については、後述の条件に該当する場合は避難勧告等の発令対象としないこととします。ただし、命に危険を及ぼさないと事前に判断した小河川等であっても、氾濫が発生し、または発生するおそれがある場合であって、危険と判断される場合には、躊躇なく避難勧告等を発令することとします。

○避難勧告等の対象としない小河川等の条件（全てに該当することが必要）

- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・河岸浸食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設、空間（住宅地下室等）について、その利用形態と浸水想定からその居住者・利用者に命の危険が及ばないと想定される場合

(2) 避難勧告等の発令対象区域

洪水予報河川では、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域等を参考に、避難勧告等の発令対象区域を設定します。避難勧告等の発令対象区域については、細分化しそぎると住民等にわかりにくい場合が多いと考えられることから、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令することとします。

洪水浸水想定区域は、各地点で想定される最大浸水深を公表しているものです。そのため、実際の避難勧告等の発令においては、発令時の河川状況や、決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件を考慮する必要があります。

岐阜県が指定している水位周知河川については、県から示された氾濫ブロックとそのブロックの危険水位を参考に発令対象区域を検討します。

なお、水防法改正により、国・県において想定し得る最大規模の降雨による大規模な洪水を想定し、洪水浸水想定区域を算定することとなっており順次公表が進められていることから、これらの情報に留意する必要があります。

その他の小河川等についても、過去の浸水実績等を参考に発令区域を設定することとします。

(3) 避難勧告等を判断する情報

①水位情報

洪水被害発生のおそれを判断するための情報としては、水位情報が最も基礎的な情報となります。洪水予報河川と水位周知河川については、洪水のおそれがあると認められるときは、国・県が水位等を示して警戒を呼び掛けることになっています。具体的には、河川の主要な水位観測所毎に国・県が設定した氾濫危険水位、避難判断水位等に到達したとき、または到達する見込みのときに水位情報が提供されるため、これを判断基準とします。

その他の小河川等については、水防団、住民等からの報告等の現地情報を活用した上で、雨量情報を加味し判断することが必要になります。

以上のような、水位の実況値を基本的な判断材料としつつも、急激な水位上昇をとらえて前もった対応等ができるよう、その後の水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせることも有効です。洪水予報河川については、国等から提供される水位予測、それ以外の河川については、気象台・県等から提供される雨量情報を活用することが考えられます。また、いずれの河川においても、避難勧告等の発令対象区域の河川上流に水位観測所が設置されている河川については、その水位情報も活用することとします。

②堤防等の施設に係る情報

堤防等の施設の異常が確認された場合には、水位や雨量の状況にかかわらず、躊躇なく避難勧告等を発令することとします。排水機が設置されている河川は、排水先河川の水位が氾濫危険水位等を超えるおそれがある場合に当該河川の排水ができなくなり、氾濫の危険が急激に高まるため、避難指示（緊急）等を発令することとします。

③台風情報、洪水警報等

台風情報や洪水警報等については、防災体制や水防体制の確保や、夜間・早朝の避難行動が想定される場合における、夕刻時点での避難準備・高齢者等避難開始を発令する際の判断材料とします。

台風等を要因とする大雨等の各特別警報については、台風の気圧と最大風速を基準に、台風の接近している段階で、対象となる地域における大雨警報、暴風警報等が特別警報として発表されます。発表時点では各河川の水位や雨量が避難勧告等の基準に達していない場合が多いと想定されるため、暴風等により避難が困難になることを想定して、早めの避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討します。

(4) 判断材料となる情報の入手

市は、「5 避難勧告等を受け取る立場にたった情報提供の在り方」や「9 リアルタイムで入手できる防災気象情報等」で示した防災気象情報等を収集するとともに、関係機関等から以下の情報が伝達等されるので、それらも避難勧告等発令の判断に活用することとします。また、決して情報待ちになることなく、自ら情報収集に努め、必要に応じ関係機関に助言を求めることがあります。

①水防法等に基づく国、県等からの情報伝達

水防法等に基づき、指定河川洪水予報や水防警報、洪水警報等が市に伝達されます。これらの情報が提供されるタイミング、避難勧告等の判断に用いる水位観測所の氾濫危険水位等をあらかじめ確認する必要があります。

②水防団等からの現地の情報

水防団等から、堤防等の施設の異常にかかる情報の報告があった場合にはその程度の確認や位置の特定等を速やかに実施します。

③河川管理者等からの情報提供

市を支援するための情報提供として、専門的知見を有する河川管理者や気象台幹部職員から河川や気象の状況、今後の見通しなどを市長等に直接伝えれる取組（ホットライン）が実施されているため、この情報提供を避難勧告等発令の判断に活用します。

(5) 洪水予報河川（長良川）の判断基準

①避難準備情報・高齢者等避難開始

ア～エのいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとします。

- ア) 長良川の忠節水位観測所の水位が避難判断水位である5.3mに到達し、かつ、芥見水位観測所の河川水位が上昇している場合
- イ) 長良川の忠節水位観測所の水位が避難判断水位である5.3mに到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続き水位の上昇が見込まれている場合
- ウ) 長良川の忠節水位観測所の水位が避難判断水位である5.3mに到達し、かつ、忠節水位観測所から上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される場合
- エ) 漏水等が発見された場合

※住民等へ周知すべき事項

台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立ち退き避難が必要な住民等は、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、各個人が判断して早めに立ち退き避難を行う必要があることを周知しておく。

②避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合（避難準備・高齢者等避難開始）

基本的に夜間等であっても、躊躇することなく避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとし、具体的には、ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとします。

- ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
- イ) 判断する時点（夕刻）で、忠節水位観測所から上流域において、気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される場合

ウ) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

③避難勧告

ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとします。

ア) 長良川の忠節水位観測所の水位が氾濫危険水位である5.5mに到達した場合

イ) 洪水予報の水位予測により、長良川の忠節水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合）

ウ) 異常な漏水等が発見された場合

④避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合（避難勧告）

基本的に夜間等であっても、躊躇することなく避難勧告を発令するものとし、具体的には、下記の場合に避難勧告を発令するものとします。

ア) 長良川の忠節水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過するなどで、多量の降雨が予想される場合

⑤避難指示（緊急）

ア～エのいずれか1つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとします。

ア) 長良川の忠節水位観測所の水位が7.1mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合）

イ) 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合

ウ) 決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合

エ) 橋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合

(6) 洪水予報河川（揖斐川）の判断基準

①避難準備・高齢者等避難開始

ア～エのいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとします。

ア) 揖斐川の岡島水位観測所の水位が避難判断水位である3.4mに到達又は根尾川の山口水位観測所の水位が避難判断水位である3.5mに到達し、かつそれぞれの上流に位置する水位観測所の河川水位が上昇している場合

イ) 揖斐川の岡島水位観測所の水位が避難判断水位である3.4mに到達又は根尾川の山口水位観測所の水位が避難判断水位である3.5mに到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続き水位の上昇が見込まれている場合

ウ) 揖斐川の岡島水位観測所の水位が避難判断水位である3.4mに到達又は根尾川の山口水位観測所の水位が避難判断水位である3.5mに到達

し、かつ、それぞれの水位観測所から上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらにに多量の降雨が予想される場合

エ) 漏水等が発見された場合

※住民等へ周知すべき事項

台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立ち退き避難が必要な住民等は、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、各個人が判断して早めに立ち退き避難を行う必要があることを周知しておく。

②避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合（避難準備・高齢者等避難開始）

基本的に夜間等であっても、躊躇することなく避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとし、具体的には、ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとします。

ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合

イ) 判断する時点（夕刻）で、岡島水位観測所又は、根尾川の山口水位観測所から上流域において、気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される場合

ウ) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

③避難勧告

ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとします。

ア) 揖斐川の岡島水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.1mに到達又は根尾川の山口水位観測所の水位が氾濫危険水位である3.9mに到達した場合

イ) 洪水予報の水位予測により、揖斐川の岡島水位観測所又は根尾川の山口水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合）

ウ) 異常な漏水等が発見された場合

④避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合（避難勧告）

基本的に夜間等であっても、躊躇することなく避難勧告を発令するものとし、具体的には、下記に該当する場合に、避難勧告を発令するものとします。

ア) 揖斐川の岡島水位観測所又は、根尾川の山口水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過するなどで、多量の降雨が予想される場合

⑤避難指示（緊急）

ア～エのいずれか1つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するも

のとします。

- ア) 摂斐川の岡島水位観測所の水位が5. 6mに到達するおそれ又は、根尾川の山口水位観測所の水位が5. 8mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれがある場合）
- イ) 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- ウ) 決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合
- エ) 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合

(7) 大河川における氾濫発生時の対応

大河川において、避難勧告を発令していない状況で、氾濫が発生した場合、氾濫発生情報を基に、避難勧告等を発令する必要があります。また、氾濫シミュレーションは河川管理者の助言等を参考に、あらかじめ氾濫発生からどれくらいの時間で氾濫水が到達するのか把握しておくものとします。

(8) 水位周知河川（糸貫川）の判断

①警戒すべき区域（自治会単位）

ア) 糸貫川右岸

畠中、仲町、東町、大門、仲西、仲東、仁井、西只越、テラスノバ只越、桜町二丁目、井場、桜町一丁目西、桜町一丁目東、別府公社住宅

イ) 糸貫川左岸

馬場西、馬場東、東町、上生津西、上生津東、西川原、下生津

※上記の自治会以外でも降雨の状況等により警戒が必要な場合があります。

②避難準備・高齢者等避難開始

ア～ウのいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとします。

ア) 糸貫川の北方水位観測所の水位が避難判断水位である2. 2mに到達した場合

イ) 糸貫川の北方水位観測所の水位が氾濫注意水位である2mに到達し、かつ、北方水位観測所から上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される、もしくは、糸貫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合であって、急激な水位上昇のおそれがある場合

ウ) 漏水等が発見された場合

※住民等へ周知すべき事項

台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立ち退き避難が必要な住民等は、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、各個人が判断して早めに立ち退き避難を行う必要があることを周知しておく。

③避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合（避難準備・高齢者等避難開始）

基本的に夜間等であっても、躊躇することなく避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとします。

ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとします。

ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが予想される場合

イ) 判断する時点（夕刻）で、北方水位観測所の上流において、気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される場合

ウ) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

④避難勧告

ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとします。

ア) 糸貫川の北方水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である2.6mに到達した場合

イ) 糸貫川の北方水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、北方水位観測所の上流域の今後の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される、もしくは、糸貫川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合であって、急激な水位上昇のおそれがある場合

ウ) 異常な漏水等が発見された場合

⑤避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合（避難勧告）

基本的に夜間等であっても、躊躇することなく避難勧告を発令するものとし、具体的には、ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとします。

ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合

イ) 判断する時点（夕刻）で、糸貫川の北方水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、北方水位観測所の上流にさらに多量の降雨が予想される場合

ウ) 糸貫川の北方水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

⑥避難指示（緊急）

ア～エのいずれか1つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。

ア) 糸貫川の北方水位観測所の水位が堤防天端高である3mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）

- イ) 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まつた場合
- ウ) 決壊や越流が発生した場合
- エ) 橋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合

(9) 水位周知河川（犀川）の判断

①警戒すべき区域（自治会単位）

ア) 犀川右岸

座倉、一ツ木、居倉、森、西宿舎、田之上、新月、上唐栗、下唐栗、宮田、大月、古橋北、古橋南若宮、古橋南新町、巣南宿舎、横屋、呂久、宝江

イ) 犀川左岸

重里、美江寺、十七条、十八条、小橋、向島、松原、西町、畠中、大門、仲西、仁井、本田団地第1、本田団地第2、本田団地第3、本田団地第4、本田団地第5、本田緑町、西只越、花塚西町、花塚中町、花塚東町、雇用促進住宅、旭化成社宅、井場、テラスノバ穂積、橋本、県警アパート、十九条西、十九条中、十九条東、上牛牧、下牛牧、野田第2、牛牧第1、牛牧第2、牛牧第3、下畠

※上記の自治会以外でも降雨の状況等により警戒が必要な場合があります。

②避難準備・高齢者等避難開始

ア～ウのいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとします。

ア) 犀川の十八条水位観測所の水位が避難判断水位である2.3mに到達した場合

イ) 犀川の十八条水位観測所の水位が氾濫注意水位である1.8mに到達し、かつ、十八条水位観測所から上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される、もしくは、犀川の流域雨量指標の予測値が洪水警報基準に到達する場合であって、急激な水位上昇のおそれがある場合

ウ) 漏水等が発見された場合

※住民等へ周知すべき事項

台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合、立ち退き避難が必要な住民等は、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、各個人が判断して早めに立ち退き避難を行う必要があることを周知しておく。

③避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合（避難準備・高齢者等避難開始）

基本的に夜間等であっても、躊躇することなく避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとします。

ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとします。

- ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが予想される場合
- イ) 判断する時点（夕刻）で、十八条水位観測所の上流の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される場合
- ウ) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

④避難勧告

- ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとします。
- ア) 犀川の十八条観測所の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）である2.4 mに到達した場合
- イ) 犀川の十八条水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、十八条水位観測所の上流域の今後の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される、もしくは、犀川の流域雨量指標の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合であって、急激な水位上昇のおそれがある場合
- ウ) 異常な漏水等が発見された場合

⑤避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合（避難勧告）

- 基本的に夜間等であっても、躊躇することなく避難勧告を発令するものとし、具体的には、ア～ウのいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとします。
- ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
- イ) 判断する時点（夕刻）で、犀川の十八条水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、十八条水位観測所の上流にさらに多量の降雨が予想される場合
- ウ) 犀川の十八条水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

⑥避難指示（緊急）

- ア～エのいずれか1つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。
- ア) 犀川の十八条水位観測所の水位が背後地盤高である2.5 mに到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）
- イ) 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- ウ) 決壊や越流が発生した場合
- エ) 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合

(10) 小河川（上記以外の水位観測していない河川、水路など）

①避難準備・高齢者等避難開始

ア～ウのいずれか1つに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令するものとします。

ア) 気象台等の気象情報や雨量情報等による降雨見込と水防団等による現地確認の結果、水位上昇のおそれがある場合

イ) 軽微な漏水・浸食等が発見された場合

ウ) 避難準備・高齢者等避難開始が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

②避難勧告

ア～ウのいずれか1つに該当する場合に、避難勧告を発令するものとします。

ア) 気象台等の気象情報や雨量情報等による降雨見込と水防団等による現地確認の結果、引き続き更に水位上昇のおそれがある場合

イ) 異常な漏水・浸食等が発見された場合

ウ) 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

③避難指示（緊急）

ア～エのいずれか1つに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令するものとする。

ア) 決壊や越水・溢水が発生した場合

イ) 当該河川の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）

ウ) 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合

エ) 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合

(11) 避難勧告等の解除の考え方

①洪水予報河川、水位周知河川

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとします。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとします。

②その他の小河川等

避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、雨量等が下降傾向である場合を基本として解除するものとする。

※資料12-1～4に各河川の避難勧告等の基準をまとめた一覧表がありますので、そちらも参照ください。

1.1 避難勧告等の発令時における関係機関の助言

災害対策基本法では、避難勧告等を発令しようとする場合において、必要があれば、市長は、国・県等に対して助言を求めることができるとされています。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、状況に応じて、河川堤防の状況や今後の水位や降雨の見通し、災害により危険が生じることが予想される区域、避難勧告等の発令のタイミング等について、助言を求めるることは有効です。

このため、災害時にこの規定に基づく対応が円滑かつ迅速に実行できるように、市は平時から国・県の関係機関と連絡を密にとり、いざという時に的確に運用できる体制を構築する必要があります。

また、これらの機関からは、市長からの求めの有無にかかわらず、必要に応じてその専門的知見から能動的な情報提供がなされる場合があるので、留意が必要です。

12 市の体制と災害対応の流れ

(1) 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制

自然災害は、全国各地で毎年発生しているが、多くの市町村にとっては被災するのが数十年ぶりといったことも珍しくありません。そのため、市においても経験やノウハウが十分に蓄積されているとは言い難い状態ですが、躊躇なく避難勧告等を発令するための防災体制について、以下のとおり構築することとします。

①全庁をあげた防災体制の構築と優先業務の絞り込み

災害発生のおそれが高まっている場合、市は膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければなりません。その業務量は担当部局の処理能力を上回る場合があり得ます。そのような事態の発生に備え、市が避難勧告等を適切なタイミング・範囲に発令されるよう、優先すべき業務を可能な限り絞り込み、優先順位を明確にしておく必要があります。

また、優先すべき業務の遂行のため、総務課等の防災担当課の業務分担を明確にし、防災警戒体制班の協力を得ながら円滑・迅速な業務遂行を実現することとします。

②河川管理者や気象台職員等の防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築

- ・災害時等に河川管理者や気象台職員からの連絡を確実に受け取る体制、必要に応じて河川管理者等へ助言を求める仕組みを構築する必要があるため、平時から河川管理者や気象台職員と交流を行い、顔の見える関係を構築することとします。
- ・ホットライン等を通じた緊急情報を確実に市長に報告し、避難勧告等の発令に資する情報の分析を行い、市長の意思決定を補佐する体制を構築することとします。
- ・的確な避難勧告等の発令基準の作成、防災体制の強化を実現するため、地域防災計画等の各種計画・マニュアル、発令基準の作成段階から河川管理者等の防災知識が豊富な専門家等の知見を活用することとします。
- ・要配慮者利用施設の災害計画作成等の推進について、市と河川管理者が協力して取り組むこととします。

③訓練及び研修を通じた改善

- ・様々な災害発生状況を考慮し、警戒体制の段階から災害対策本部の設置、避難勧告等の発令などについて、定期的に訓練を実施することとします。
- ・市長をはじめ市職員は、国・県等が実施する防災研修に積極的に参加することとします。
- ・訓練、研修等を通じて得た知見、教訓等により、防災関連の施策等の改善を図ることとします。

(2) 自然災害の発生が想定される際の体制

風水害等（地震を除く）が発生が想定される際の瑞穂市における体制は、以下のとおりとします。警戒配置班員は、別に定めるものとします。

配備区分	配 備 時 期	人員及び態勢
準備配備 (関係各課) (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨・洪水注意報のいずれかが発表されたとき。 ・市域において20mm以上の時間雨量が観測されたとき。 ・台風接近に伴う強風注意報が発表されたとき。 ・国洪水予報河川（長良川、揖斐川及び根尾川。以下同じ）又は県水位周知河川（糸貫川及び犀川。以下同じ）の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれのある場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部は設置しない。 ・3～5名をもって情報連絡活動を中心とし、直ちに関係機関に連絡、招集その他の活動ができる態勢とする。（総務課長、防災担当職員、宿日直ほか） ・都市管理課職員出動待機 担当課としての準備活動（排水機場、河川関係対応確認及び応急処置対応待機要請等）
第1非常配備 (警戒体制) (警戒本部の設置) (状況により水防事務の処理のため警戒本部内部に瑞穂市水防隊を設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨・洪水警報のいずれかが発表されたとき。 ・台風接近に伴う暴風警報が発表されたとき。 ・国洪水予報河川において、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき又は長良川中流若しくは揖斐川中流に氾濫注意情報が発表されたとき。 ・県水位周知河川において上記河川と同様の状態となったとき。 ・警戒本部を設置すべきと判断したとき（必要に応じて本部の規模を勘案した体制をとることができる）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当課、河川担当課等において部課長及び指定の職員等を招集し、情報収集、初期対応ができる態勢とする。 ・事態の推移により警戒本部員（各部長）を招集し各災害対応の配備、警戒本部の設置等協議し決定する。（総括者は総務部長） ・岐阜市消防本部瑞穂消防署は、情報収集、伝達・浸水危険箇所等の巡回 ・水防団出動準備 <p>警戒本部の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長は市長（不在の場合は代理者による） ・警戒本部員（各部長） ・防災及び河川、土木担当課等で指定の職員 ・警戒班のうち1個班をもって警戒態勢をとる。 <p>（状況により警戒班及び各課の指定職員を増員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事態の推移（避難勧告の発令等）により市災害対策本部に切替える。 ・水防団長及び幹部出動、関係地域水防団員又は全水防団出動
第2非常配備 (非常体制) (災害対策本部1号体制の設置)	<ul style="list-style-type: none"> ・気象区分に関係なく、風水害による災害の発生を覚知したとき、又は発生のおそれが確認されたとき。 ・災害により民家等に被害が生じ、さらに拡大のおそれがあり、又住民等を避難させる必要を生じたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部員（部長） ・各課長及び施設長 ・警戒班3個班及び各関係課職員 ・本部長をはじめとする本部（総務課長含む）の対策協議の決定に基づき通報又は指示により必要な業務を行う。

第3非常配備 (非常体制) (災害対策本部 2号体制の設 置)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報が発表されたとき ・県から特別警報に準ずる気象現象の伝達を受けた場合 ・市内全般に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生したとき。 ・災害救助法による応急救助を必要とする程度の大規模な被害が発生したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全本部班員 (全職員) ・各班員は本部長及び本部員の指示に基づき必要な業務を行う。
---	--	--

(3) 防災気象情報と市の防災行動計画（タイムライン）

市としては、複数の災害に同時対応できるような体制を整えておく必要があります。台風が来襲する場合、前線による大雨の場合で発生する風水害を念頭に防災気象情報等を確認、分析し、その上で、市の体制を整えていく必要があります。

防災気象情報等と市の体制との関係を防災行動計画（タイムライン）としてまとめ、資料13-1～2のとおりとします。

様式・資料

様式 1 職員参集（動員）記録票	33
様式 2 職員参集（動員）記録集計票	34
様式 3 巡視状況等記録	35
様式 4 警戒・災害対策本部活動記録	36
様式 5 災害等通報受信・経過記録	37
様式 6 避難者一覧	38
資料 1 国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水予報	39
資料 2 知事が発表する氾濫危険（氾濫危険水位到達）情報	40
資料 3 国土交通大臣が発表する水防警報	41
資料 4 知事が発表する水防警報	42
資料 5 指定避難所等・福祉避難所等	43
資料 6 要配慮者利用施設リスト	46
資料 7 重要水防箇所（国管理区間）	48
資料 8 重要水防箇所（県管理区間）	51
資料 9 市内の重要点検箇所及び重要水防工作物	52
資料 10 内水氾濫による冠水等が予想される区域	53
資料 11 主な防災・警戒体制電話番号一覧表	54
資料 12-1～4 避難勧告等の判断基準（河川毎）	56
資料 13-1～2 タイムライン	60

職 員 參 集 (動 員) 記 錄 票

平成
[

年

月

班・施設]

日 ()
時

分報告

番号	状況	() 警報発表				
		() 災害による警戒 災害対策本部 () による参集				
		登庁時間	帰庁時間	所属 (課名)	氏 名	職員番号
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			
		時 分	時 分			

様式 2

職 員 參 集 (動 員) 記 錄 集 計 票

年 月 日 () [班・施設]

状況	() 警報発表			
	() 災害による警戒 災害対策本部 () による参集			
班 · 施設 · 部課	人 数	班 · 施設 · 部課	人 数	
合 計		合 計		

様式 3

巡視状況等記録

平成 年 月 日 ()

使用車両		無線機 携帯電話	みずほ () - -
巡視者			
時間	時 分	~	時 分
場 所	時 間	状況・対応	
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		
	時 分		

様式 4

警 戒・災 害 対 策 本 部 活 動 記 錄

平成 年 月 日 ()

時 間	活 動 内 容
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	
時	

様式 5

災害等通報受信・経過記録

平成 年 月 日 ()

番号 _____

受信時間	時 分	受信者	
覚知方法	一般加入電話 ・ 消防 ・ 警察 ・ 県 ・ 他市町村 () 防災無線 (みずほ) その他 ()		
通信者	氏名	電話	() - () -
発生場所 目標	住所 瑞穂市	番地	
内容・状況			
対応・経過			

様式 6

避 難 者 一 覧

避難所名_____ 平成 年 月 日 () 時 分現在

番 号	氏 名	住 所	連絡先	備 考

資料1 國土交通大臣と氣象庁長官が発表する洪水予報

洪水予報の種類と基準

種類	基準	洪水予報の標題	発表する時期
洪水警報	破堤氾濫等により重大な災害を生じる恐れがあるとき。	氾濫発生情報 (レベル5)	堤防から越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。
		氾濫危険情報 (レベル4)	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき。
		氾濫警戒情報 (レベル3)	基準地点の水位が、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき。もしくは避難判断水位を超え、なお上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	基準地点の水位が、氾濫注意水位を突破するおそれがあるとき。 氾濫注意水位を超えて注意を要するとき。	氾濫注意情報 (レベル2)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。
		(発表しない) (レベル1)	基準地点の水位が、水防団待機水位（通報水位）に到達したとき。
解除	洪水注意報の必要がなくなったと認められるとき。	氾濫注意情報解除	氾濫注意報の必要がなくなったと認められるとき。

洪水予報発表基準地点

河川名	観測所名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位	汜濫危険水位	計画高水位	解除
揖斐川	岡島	0.5m	1.3m	2.4m	3.4m	4.1m	5.32m	氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき
	万石	2.5m	4.0m	5.0m	5.8m	6.4m	7.09m	
根尾川	山口	1.4m	2.2m	3.5m	3.5m	3.9m	5.33m	
長良川	忠節	1.0m	2.0m	3.5m	5.3m	5.5m	6.68m	氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき
	墨俣	2.5m	4.0m	5.0m	7.2m	7.7m	7.94m	

資料2 知事が発表する氾濫危険（氾濫危険水位到達）情報

(1) 気象危険水位（洪水特別警戒水位）の内容

名称	内 容
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫が起るおそれがある。

(2) 気象危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報発表基準地点（知事が指定する水位（情報）周知河川）

河川名	区域	延長	避難判断水位(特別警戒水位)発表責任者	対象水位観測所						
				名称	位置	設置機関	水防団待機水位（通報水位）	汜濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	汜濫危険水位（洪水特別警戒水位）
犀川	本巣市下真桑地先から瑞穂市忠太橋まで	8.7km	岐阜土木事務所長	(テレ) 十八条	瑞穂市十八条	県	1.50m	1.80m	2.30m	2.40m
糸貫川	本巣市乙井樋門から瑞穂市長良川合流点まで	11.0km	岐阜土木事務所長	(テレ) 北方	本巣郡北方町柱本南	県	1.40m	2.00m	2.20m	2.60m

資料3 国土交通大臣が発表する水防警報

水防警報の段階と内容

段 階	種 類	内 容
第1段階	準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備及び幹部の出動等を通知するもの。
第2段階	出 動	水防団員等の出動を通知するもの。
第3段階	解 除	水防活動の終了を通知するもの。
適 宜	情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

水防警報の発表基準

種 類	内 容
準 備	対象水位観測所の水位が警戒水位に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇のおそれがあるとき。
出 動	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情 報	適 宜

水防警報発表基準地点

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	計画高水位	解除
揖斐川	岡島	揖斐郡揖斐川町岡島	右岸 57.3	0.50m	1.30m	2.40m	5.32m	な水氾つ防濫た活注と動意きの水位をが下な回くつて
	万石	大垣市万石	右岸 40.6	2.50m	4.00m	5.00m	7.09m	
根尾川	山口	揖斐郡大野町稻富	右岸 12.7	1.40m	2.20m	3.50m	5.33m	
長良川	忠節	岐阜市忠節町	左岸 50.2	1.00m	2.00m	3.50m	6.68m	
	墨俣	大垣市墨俣町	右岸 39.4	2.50m	4.00m	5.00m	7.94m	

資料4 知事が発表する水防警報

水防警報の段階と内容

種類	内 容
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

水防警報の発表基準

種類	内 容
準備	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇のおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情報	適 宜

水防警報発表基準地点

河川名	区域	延長	水防警報発表責任者	対象水位観測所				
				名称	位置	設置機関	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）
犀川	本巣市下真桑地先から瑞穂市忠太橋まで	8.7km	岐阜土木事務所長	(テレ) 十八条	瑞穂市十八条	県	1.50m	1.80m
糸貫川	本巣市乙井樋門から瑞穂市長良川合流点まで	11.0km	岐阜土木事務所長	(テレ) 北方	本巣郡北方町柱本南	県	1.40m	2.00m

資料5

1 指定避難所等

(1) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定

校 区	名 称	所 在 地	収容可能人員 (人)
生津	生津小学校校舎・体育館	馬場上光町2丁目108 327-5406	1,000
生津・本田	穂積北中学校校舎・体育館	本田2000 327-6701	1,580
	本田第1保育所 (※)	本田1915 326-3552	150
	ほづみ幼稚園 (※)	只越500 326-4547	440
	本田第2保育所 (※)	只越387 327-2007	150
本田	本田小学校校舎・体育館	本田938 326-3417	1,000
	本田コミュニティセンター	本田977-1 329-1600	160
穂積	穂積小学校校舎・体育館	穂積452 327-3091	1,740
	市民センター	別府1300-3 327-8448	440
	別府保育所	別府144-1 326-4747	480
	穂積保育所 (※)	穂積966-1 326-3071	90
穂積・牛牧	穂積中学校校舎・体育館	別府1888 327-0733	2,240
	朝日大学6号館・10周年記念館	穂積1851 329-1111	3,900
牛牧	牛牧小学校校舎・体育館	牛牧1523 326-3063	1,480
	牛牧第1保育所 (※)	牛牧1246-1 326-3069	80
	牛牧南部コミュニティセンター	牛牧1580-1 329-1511	130
	牛牧第2保育所 (※)	祖父江170 327-1862	200
西	西小学校校舎・体育館	居倉389 328-2238	780
	西保育・教育センター	居倉177-1 328-2738	130

中	中小学校校舎・体育館	美江寺173 328-2039	810
	中保育・教育センター（※）	美江寺223 328-2301	110
南	南小学校校舎・体育館	古橋1660 328-2202	920
	南保育・教育センター	古橋1129-1 328-2602	160
西・中・南	巣南中学校校舎・体育館	古橋10-1 328-2002	1,380
	巣南公民館	宮田300-1 328-2916	210

（※）の施設については、建物の形状、想定される浸水深等から洪水時においては、避難所利用をしないこととします。

（2）民間協定施設

市と避難所等の提供について、協定を締結している施設

校 区	名 称	所 在 地	収容可能人員（人）
本田	サンプラスパ	只越1061 327-4476	200

- ・総合センターは、物資の受入保管場所、ボランティアセンターとして使用します。
- ・牛牧北部防災コミュニティセンター、水防センターは防災施設として使用するほか、一部避難所として利用します。
- ・収容可能人員は、収容の見込める面積を3.3m²で割り戻した数値です。（1人当たり3.3m²換算）

2 福祉避難所等

（1）福祉避難所（指定避難所）

通常の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、生活において特別な配慮等を受けることが可能な施設。

福祉避難所の対象者は、高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの特別な配慮を要する方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象です。

- ①避難にあたっては、まず市が開設する指定避難所に避難してください。
- ②指定避難所等において、保健師等が避難者の身体状態、介護者の有無や障がいの程度・種類に応じて優先順位をつけ、福祉避難所への受入対象者を決定します。

校 区	名 称	所 在 地	収容可能人員（人）
市内全域	老人福祉センター	田之上597 328-4321	80

- ・収容可能人員は、収容の見込める面積を3.3m²で割り戻した数値です。（1人当たり3.3m²換算）

(2) 民間協定施設

市と協定を結んでいる要配慮者の受け入れが可能な施設です。

施設種別	名 称	所 在 地	備 考
老健	巣南リハビリセンター	重里1996 328-3387	
診療所	名和内科	重里2005 328-3311	
福祉作業所	すみれの家	古橋1635-1 328-7187	
通所 リハビリ	デイセンターほづみ	別府791-1 326-3027	
特養	特別養護老人ホームほづみ園	宝江576-1 326-8008	
特養	サンビレッジ瑞穂	只越219-2 322-5200	
グループ ホーム	グループホームもやいの家瑞穂	本田2050-1 322-5220	
グループ ホーム	グループホーム喜楽	牛牧1580-1 327-4965	
デイサービス	デイホームきらく	只越302-1 326-3069	
児童養護施設	誠心寮	本田1475 326-3618	

資料6

要配慮者利用施設リスト

高齢者福祉関係施設

	施設名	住所	電話	備考
通所介護事業所	巣南デイサービスセンター	瑞穂市重里1996	328-5683	
	高木デイサービスセンター	瑞穂市古橋1123-1	328-5670	
	デイサービスセンター サンビレッジ瑞穂	瑞穂市只越219-2	322-5200	
	デイサービスセンターほづみ園	瑞穂市宝江576-1	326-8008	
	デイホームきらく	瑞穂市只越302-1	327-4965	
	デイサービス吉村	瑞穂市別府1297	327-3380	
	むとう接骨院デイサービスセンター	瑞穂市横屋393-1	328-2102	
	デイサービスセンター 悠喜苑	瑞穂市古橋1784-1	328-6602	
認知症対応型通所介護事業所	デイサービスセンターもやいの家瑞穂	瑞穂市本田2050-1	322-5220	
	高木デイサービスセンター	瑞穂市古橋1123-1	328-5670	
通所リハビリテーション	介護老人保健施設 巣南リハビリセンター	瑞穂市重里1996	328-3387	
	下野デイケアリハビリセンター	瑞穂市馬場上光町1-106	329-2188	
	デイセンターほづみ	瑞穂市別府791-1	326-3027	
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム ほづみ園	瑞穂市宝江576-1	326-8008	
	特別養護老人ホーム サンビレッジ瑞穂	瑞穂市只越219-2	322-5200	
	おひさまショートステイ	瑞穂市馬場上光町1-103	322-5665	
	巣南リハビリセンター	瑞穂市重里1996	328-3387	
小規模多機能型居宅介護	もやいの家チクタク	瑞穂市別府1193-1	322-3131	
認知症グループホーム	企業組合巣南グループホーム	瑞穂市古橋1357-1	328-6201	
	もやいの家しんせい	瑞穂市別府1193-1	322-3131	
	愛の家グループホームみづほ	瑞穂市横屋562-1	328-6677	
	もやいの家瑞穂	瑞穂市本田2050-1	322-5220	
	グループホーム喜楽	瑞穂市只越302-2	327-4965	
介護老人保健施設	巣南リハビリセンター	瑞穂市重里1996	328-3387	
	特別養護老人ホーム サンビレッジ瑞穂	瑞穂市只越219-2	322-5200	
	特別養護老人ホーム ほづみ園	瑞穂市宝江576-1	326-8008	
住宅型有料老人ホーム	ほづみ駅前アンキーノ	瑞穂市別府1193	322-3131	
	ほほえみの郷 悠喜苑	瑞穂市古橋1784-1	328-6602	
	楓の樹	瑞穂市本田162-1	326-5858	
	まりあん・ヴィラ	瑞穂市牛牧字細道1107-1	372-2005	
	グランフォート福田	瑞穂市本田908-1	329-5001	
	ヴィラさくら瑞穂	瑞穂市稲里290-1	326-7177	
ケアハウス	ほづみ園ケアハウス アミほづみ園	瑞穂市宝江576-1	326-8008	
サービス付き高齢者住宅	医療型サービス付き高齢者住宅 巣南	瑞穂市重里2011	328-3387	

障がい者福祉関係施設

	施設名	住所	電話	備考
生活介護・就労継続支援	豊住園	本田85-1	327-9947	
	すみれの家	古橋1635-1	328-7187	
	障害福祉サービス事業所ぱぶり	馬場春雨町1-3	322-2167	

就労継続支援	ライフスタイル きらら	田之上627-7	322-6141	
	グリーンサービス穂積	別府617-8	322-7937	
	ジェイピー・サポート	野白新田65-1	322-3088	
就労移行支援	就労支援 つながるWa	穂積1814-1	326-8521	
生活介護	みづほ身障リハセンター	稻里114-1	322-7070	
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ひまわり みづほ	十九条445-1	372-2328	

児童福祉関係施設

	施設名	住所	電話	備考
保育所	本田第1保育所	本田1915	326-3552	
	本田第2保育所	只越387	327-2007	
	別府保育所	別府144-1	326-4747	
	穂積保育所	穂積966-1	326-3071	
	牛牧第1保育所	牛牧1246-1	326-3069	
	牛牧第2保育所	祖父江170	327-1862	
	西保育・教育センター	居倉177-1	328-2738	
	中保育・教育センター	美江寺223	328-2301	
	南保育・教育センター	古橋1129-1	328-2602	
幼稚園	ほづみ幼稚園	只越500	326-4547	
私立	清流みづほ保育園	森555	328-7375	
	おひさま保育園	森565	328-2078	
小学校	生津小学校	馬場上光町2-108	327-5406	
	本田小学校	本田938	326-3417	
	穂積小学校	穂積452	327-3091	
	牛牧小学校	牛牧1523	326-3063	
	西小学校校	居倉389	328-2238	
	中小学校校	美江寺173	328-2039	
	南小学校校	古橋1660	328-2202	
中学校	穂積中学校	別府1888	327-0733	
	巣南中学校	古橋10-1	328-2002	
学童保育	生津小学校(放課後児童クラブ)	馬場上光町2-108	327-5406	生津小学校
	本田小学校(放課後児童クラブ)	本田977		本田コミュニティセンター
	穂積小学校(放課後児童クラブ)	穂積452	327-3091	穂積小学校
	牛牧小学校(放課後児童クラブ)	牛牧1608-1		牛牧小校区放課後児童クラブ
	西小学校(放課後児童クラブ)	居倉389		西小学校
	中小学校(放課後児童クラブ)	美江寺166-4		中小学校
	南小学校(放課後児童クラブ)	古橋1635-7		南小校区放課後児童クラブ

資料7

重要水防箇所

国管理区間

	河川名	種別	右・左岸 の別	位置	地先名	延長 (m)	適要
1	揖斐川	堤防断面	左	43.2kから44.2k+89m	瑞穂市中宮	1,060	断面不足 工作物以外(重要度B)
2	揖斐川	法崩すべり	左	44.2k+110mから44.4k+10m	瑞穂市呂久	80	発生する恐れ 工作物以外(重要度B)
3	揖斐川	堤防断面	左	44.6kから44.6k+112m	瑞穂市呂久	110	断面不足 工作物以外(重要度B)
4	揖斐川	法崩すべり	左	44.8k+130mから45.4k	瑞穂市大月	460	発生する恐れ 工作物以外(重要度B)
5	揖斐川	堤防断面	左	45.0k+45mから45.2k+96m	瑞穂市呂久～ 大月	440	断面不足 工作物以外(重要度B)
6	揖斐川	漏水	左	45.0k+160mから45.2k+60m	瑞穂市大月	110	旧川・破堤跡以外 履歴有 の暫定施工 工作物以外(重要度B)
7	揖斐川	水衝洗堀	左	45.2k+150mから45.6k+90m	瑞穂市大月	320	洗堀の暫定施工 工作物以外(重要度B)
8	揖斐川	漏水	左	45.4k+50mから46.0k	瑞穂市大月	590	旧川跡 発生する恐れ 工作物以外(重要度B)
9	揖斐川	堤防断面	左	45.8kから46.0k	瑞穂市宮田	230	断面不足 工作物以外(重要度B)
10	揖斐川	法崩すべり	左	45.8k+120mから46.0k	瑞穂市宮田	110	発生する恐れ 工作物以外(重要度B)
11	揖斐川	漏水	右	44.6k+100mから44.8k+20m	瑞穂市呂久	120	旧川跡 発生する恐れ 工作物以外(重要度B)
12	揖斐川 (根尾川)	水衝洗堀	左	0.0kから0.0k+70m	瑞穂市宮田	70	洗堀の未施工 工作物以外(重要度B)
13	揖斐川 (根尾川)	漏水	左	0.0kから0.2k	瑞穂市宮田	170	旧川・破堤跡以外 発生す る恐れ 工作物以外(重要度B)
14	揖斐川 (根尾川)	法崩すべり	左	0.0kから0.2k	瑞穂市宮田	170	発生する恐れ 工作物以外(重要度B)
15	揖斐川 (根尾川)	堤防断面	左	1.2kから1.8k+89m	瑞穂市唐栗～ 七崎	680	断面不足 工作物以外(重要度B)
16	揖斐川 (根尾川)	漏水	左	1.2k+121mから1.4k+110m	瑞穂市唐栗	190	旧川・破堤跡以外 履歴有 の暫定施工 工作物以外(重要度B)
17	揖斐川 (根尾川)	堤防高	左	1.6kから1.8k	瑞穂市七崎	180	河積不足 工作物以外(重要度B)
18	揖斐川 (根尾川)	堤防断面	左	2.4kから3.0k+67m	瑞穂市七崎～ 本巣市温井	670	断面不足 工作物以外(重要度B)
19	長良川	堤防断面	右	39.8k+75mから40.2k+104m	瑞穂市穗積	520	断面不足 工作物以外(重要度B)

	河川名	種別	右・左岸 の別	位置	地先名	延長 (m)	適要
20	長良川	堤防断面	右	40.4kから41.6k+99m	瑞穂市穂積	1,270	断面不足 工作物以外(重要度B)
21	長良川	堤防高	右	40.4kから45.6k	瑞穂市穂積～ 岐阜市河渡	5,320	河積不足 工作物以外(重要度B)
22	長良川	堤防断面	右	42.8kから43.0k+105m	瑞穂市穂積	290	断面不足 工作物以外(重要度B)
23	長良川	堤防断面	右	43.4kから44.2k+139m	瑞穂市別府	970	断面不足 工作物以外(重要度B)
24	長良川	水衝洗掘	右	43.6kから43.8k+150m	瑞穂市別府	350	局所洗掘 工作物以外(重要度B)
25	長良川	水衝洗掘	右	47.8kから48.0k+200m	瑞穂市別府	200	局所洗掘 工作物以外(重要度B)
26	長良川 (犀川)	堤防断面	左	0.8kから0.8k+142m	瑞穂市祖父江	140	断面不足 工作物以外(重要度B)
27	長良川 (犀川)	堤防断面	左	1.4kから1.4k+99m	瑞穂市牛牧	100	断面不足 工作物以外(重要度B)
28	長良川 (犀川)	堤防断面	左	1.6kから1.6k+78m	瑞穂市牛牧	80	断面不足 工作物以外(重要度B)
29	長良川 (犀川)	法崩すべり	左	1.6k+100mから1.8k+170m	瑞穂市牛牧	270	発生する恐れ(川裏) 工作物以外(重要度B)
30	長良川 (犀川)	堤防断面	左	1.8kから1.8k+136m	瑞穂市牛牧	140	断面不足 工作物以外(重要度B)
31	長良川 (五六川)	法崩すべり	左	0.0kから0.4k+15m	瑞穂市野白新田	410	発生する恐れ(川表) 工作物以外(重要度B)
32	長良川 (五六川)	堤防断面	左	0.2kから0.4k	瑞穂市野白新田	190	断面不足 工作物以外(重要度B)
33	長良川 (五六川)	法崩すべり	右	0.0kから0.4k+15m	瑞穂市牛牧	460	発生する恐れ(川表) 工作物以外(重要度B)
34	長良川 (五六川)	堤防断面	右	0.2kから0.4k	瑞穂市牛牧	250	断面不足 工作物以外(重要度B)
35	長良川 (天王川)	堤防断面	右	0.0kから0.2k+80m	瑞穂市穂積	280	断面不足 工作物以外(重要度B)
36	長良川 (天王川)	堤防断面	右	0.6k+125mから1.0k	瑞穂市穂積	280	断面不足 工作物以外(重要度B)
37	揖斐川	工作物	右	44.0k+90m	瑞穂市呂久	—	平成13年度構造物点検結果より 土砂吸出しによる空洞化の恐れ 新平野井川排水ひ門(重要度A)
38	揖斐川 (根尾川)	工作物	左	0.4k+55m	瑞穂市唐栗	—	菱野川用水樋管(重要度A)
39	長良川	工作物	右	44.0k+123m	瑞穂市生津	—	平成13年度構造物点検結果より 老朽化に伴う鉄筋腐食 糸貫川天王川排水ひ管(重要度A)
40	長良川 (五六川)	工作物	左	0.0k-134m	瑞穂市野白新田	—	平成13年度構造物点検結果より 土砂吸出しによる空洞化の恐れ 野白新田ひ門(下)(重要度A)

	河川名	種別	右・左岸 の別	位置	地先名	延長 (m)	適要
41	長良川 (五六川)	工作物	左	0.0k+138m	瑞穂市野白新田	—	平成13年度構造物点検結果より 土砂吸出しによる空洞化の恐れ 野白新田ひ門(上)(重要度A)
42	長良川 (五六川)	工作物	右	0.0k+78m	瑞穂市牛牧	—	平成13年度構造物点検結果より 土砂吸出しによる空洞化の恐れ 牛牧ひ門(重要度A)
43	長良川	工作物	左右	43.8k+33mから43.8k+49m	岐阜市江崎 瑞穂市別府	—	桁下不足 JR長良川橋(重要度B)
44	揖斐川	旧川跡	左	43.0kから43.4k+20m	瑞穂市中宮	420	要注意箇所
45	揖斐川	旧川跡	左	45.2k+170mから46.0k	瑞穂市大月	660	要注意箇所
46	揖斐川	旧川跡	右	44.0kから44.8k+20m	瑞穂市呂久	880	要注意箇所
47	揖斐川 (根尾川)	旧川跡	左	0.0kから0.0k+60m	瑞穂市大月	60	要注意箇所
48	揖斐川 (根尾川)	旧川跡	左	0.4k+160mから1.0k	瑞穂市宮田～ 唐栗	430	要注意箇所
49	揖斐川 (根尾川)	旧川跡	左	2.4k+20mから2.6k+160m	瑞穂市七崎	330	要注意箇所
50	長良川	旧川跡	右	39.6kから40.4k+60m	瑞穂市祖父江	960	要注意箇所
51	長良川	新堤	右	39.6k+157mから39.8k+75m	大垣市墨俣町 墨俣～瑞穂市 穂積	150	H26.3築堤 要注意箇所
52	長良川	旧川跡	右	41.4k+90mから44.0k+60m	瑞穂市穂積	2,410	要注意箇所
53	長良川	水衝洗掘	右	43.6kから43.8k+80m	瑞穂市別府	280	根固ブロック有 水衝の恐れ 要注意箇所
54	長良川	旧川跡	右	44.0k+100mから44.0k+150 m	瑞穂市生津	50	要注意箇所

資料8

重要水防箇所

県管理区間

重要水防箇所

	土木事務所名	注意度	河川名	理由	右・左岸の別	地先名等	延長(m)	適要
1	岐阜	A	犀川	堤体強度不足	右	瑞穂市横屋 (JR東海道本線上下流)	200	広域河川改修区域 (月の輪工、シート張り工)
2	岐阜	A	犀川	堤体強度不足	左	瑞穂市牛牧 (東海道本線から国道21号)	250	広域河川改修区域 (シート張り工、籠止め工)
3	岐阜	A	政田川	堤防高不足	右	瑞穂市森	200	(積み土のう工、杭打ち積み土のう工)

重要水防工作物

	土木事務所名	注意度	河川名	右・左岸の別	地先名等	種別	理由	適要
1	岐阜	B	犀川	左	瑞穂市古橋	取水堰	老朽	十九条堰 開閉困難
2	岐阜	B	犀川	左	瑞穂市牛牧	取水堰	老朽	牛牧堰・開閉困難・取水口・漏水
3	岐阜	B	五六川	左右	瑞穂市牛牧	逆水樋門	老朽	五六閘門

資料9

市内の重要点検箇所

通番	河川名	種類	右・左岸の別	位置	地先名	延長(m)	摘要 ()は水防工法参考例
1	平野井川	低地による冠水	左	平野井川排水機場上流付近	呂久地区		冠水の実績あり 水位10m前後注意
2	犀川	低地による冠水	右	新月橋下流付近	田之上地区		冠水の実績あり
3	犀川	低地による冠水	左	田之上地区トミダヤ駐車場東、橋付近	田之上地区		冠水の実績あり
4	新堀川	低地による冠水	右	国道21号ガード下市道	野田新田地区		冠水の実績あり
5	新堀川	低地による冠水	左	国道21号ガード北側新堀川沿い市道	野田新田地区		冠水の実績あり

その他、別に示す市の管理する地下道、国道・県道・鉄道のアンダーパスの箇所。

市内の重要水防工作物

1 排水機場

通番	排水機場名	設置位置	河川名	計画運転開始水位 (T・Pm)	計画許容湛水位(m)	計画外水位(m)	総排水量 (m³/s)	ポンプ台数	管理者(委託先)
1	平野井川	瑞穂市呂久	平野井川→揖斐川	9.8	11.2	14.4	3	1	国土交通省(神戸町)
2	犀川統合	瑞穂市穂積	天王川・犀川・新堀川→長良川	天王川 5.5 新堀川 5.0	8.5 5.76	12.5	18.4	3	国土交通省
3	新犀川	大垣市墨俣町	新犀川→長良川	6		11.45	12	2	岐阜県
4	犀川第三	瑞穂市穂積	天王川・犀川・高野川→長良川	天王川 5.5 高野川 5.5	天王川 8.5 高野川 6.5	12.52	35	5	国土交通省(岐阜県犀川 管理事務所)
5	糸貫川 天王川	瑞穂市生津	糸貫川・天王川→長良川	天王川 7.5 糸貫川 8.0	天王川 10.5 糸貫川 10.5	13.84	56	7	国土交通省(岐阜県犀川 管理事務所)
6	宝江川	安八郡安八町	宝江川→犀川	5.3	7	8.5	3	2	国土交通省
7	柳瀬	大垣市津村町	平野井川→揖斐川	9.8	7	12.1	9.88	2	神戸町東部土地改良区
8	花塚	瑞穂市別府	幹線水路→五六川	5.5	6.3	7.3	2.7	2	瑞穂市都市管理課
9	別府	瑞穂市穂積	幹線水路→天王川	5.7	6.7	7.65	1.4	2	瑞穂市都市管理課
10	牛牧	瑞穂市牛牧	起証田川→五六川	5.3	6.15	7.3	3	2	瑞穂市都市管理課

2 橋門等

河川名	所在地	種類	構造	管理者 (委託先)	備考
長良川	大垣市墨俣町	犀川溢水樋門	5.0×7.8×3	国土交通省(岐阜県)	
長良川	瑞穂市生津	糸貫川締切樋門	2.5×3.0×2	国土交通省(岐阜県)	
長良川	瑞穂市生津	糸貫川天王川排水機樋門	3.6×4.0×3	国土交通省(岐阜県)	
長良川	瑞穂市穂積	犀川第3排水機樋門	4.6×6.8×1	国土交通省(岐阜県)	
長良川	瑞穂市生津	天王川樋門	6.2×8.2×4	国土交通省(岐阜県)	
揖斐川	瑞穂市呂久	新平野井川排水機樋門	6.5×4.5×2 6.85×4.5×2	国土交通省(神戸町)	
揖斐川	瑞穂市呂久	呂久排水機樋管	Φ3.4×1	国土交通省(神戸町)	
揖斐川	瑞穂市呂久	平野井川排水樋門	3.5×3.5×1	国土交通省(神戸町)	
犀川	瑞穂市宝江	宝江樋門	1.36×1.85×2	国土交通省(県)	
五六川	瑞穂市野白新田	野白新田樋門(下)	1.5×1.5×1	国土交通省(瑞穂市)	
五六川	瑞穂市野白新田	野白新田樋門(上)	1.8×1.8×1	国土交通省(瑞穂市)	
五六川	瑞穂市牛牧	牛牧樋門	2.0×2.0×2	国土交通省(瑞穂市)	
中川	瑞穂市祖父江	中川逆水樋門	6.1×4.0×3 ローラーゲート	岐阜県	
犀川	瑞穂市祖父江	犀川逆水樋門	2.0×2.2×1 マイターゲート	岐阜県	
五六川	瑞穂市野白新田	五六川逆水樋門	1.4×1.82×2 マイターゲート	岐阜県	
新堀川	瑞穂市祖父江	新堀川逆水樋門	3.3×3.3×2	岐阜県	

その他、別に示す市の管理する樋門、用水堰等。

内水氾濫による冠水等が予想される区域

内水氾濫とは、一時的に大量の降雨等が生じた場合において、下水道、排水路等が雨水を排除できず、氾濫を起こすことをいいます。

内水氾濫の予想される区域として、下記の地図のとおりとします。これは、平成25年9月4日のゲリラ豪雨の際に実際に冠水のあった実績をもとに作成しております。



資料11 主な防災・警戒体制電話番号一覧表

企画財政課	327- 4128	議会事務局	327- 4121
秘書広報課	327- 4130	監査委員事務局	327- 4120
総務課	327- 4111	会計課	327- 4122
管財情報課	327- 4131	福祉生活課	327- 4123
税務課	327- 4112	教育総務課	327- 2115
市民課	327- 4113	学校教育課	327- 2116
医療保険課	327- 4159	生涯学習課	327- 2117
健康推進課	327- 8611	幼児支援課	327- 2147
地域福祉高齢課	327- 4126	市民窓口課	327- 2100
都市開発課	327- 2101	都市管理課	327- 2102
商工農政課	327- 2103	環境課	327- 4127
上水道課	327- 2113	下水道課	327- 2114
岐阜県庁	272- 1111	本田第1保育所	326- 3552
岐阜地域防災係	272- 1129	本田第2保育所	327- 2007
岐阜土木事務所	215- 0978	別府保育所	326- 4747
北方警察署	324- 0110	別保子育て支援センター	326- 2525
穂積交番	327- 1564	穂積保育所	326- 3071
巣南交番	328- 2050	牛牧第1保育所	326- 3069
岐阜市消防本部	262- 7161	牛牧第2保育所	327- 1862
瑞穂消防署	327- 0119	ほづみ幼稚園	326- 4547
瑞穂消防署巣南分署	328- 0119	西保育教育センター	328- 2738
陸上自衛隊第35普通科連隊	052-791-2191	中保育教育センター	328- 2301
穂積郵便局	327- 1863	南保育教育センター	328- 2602
巣南郵便局	328- 2442	生津小学校	327- 5406
木曽川上流河川事務所	251- 1321	本田小学校	326- 3417
日本赤十字社岐阜県支部	272- 3561	穂積小学校	326- 3091
自衛隊岐阜地方協力本部	232- 3127	牛牧小学校	326- 3063
揖斐川水防事務組合	0585-23-1111	西小学校	328- 2238
根尾川左岸水防事務組合	323- 1141	中小学校	328- 2039
岐阜国道事務所	271- 9811	南小学校	328- 2022
岐阜国道維持出張所	271- 9717	穂積中学校	327- 0733
長良川第1出張所	231- 9051	穂積北中学校	327- 6701
長良川第2出張所	398- 8220	巣南中学校	328- 2002
揖斐川第1出張所	0585-22-1108	給食センター	328- 7771
揖斐川第2出張所	0584-81-1034	市民センター	327- 8448
根尾川出張所	0585-32-1011	総合センター	327- 7588
JR岐阜駅(穂積駅管轄)	262- 4360	保健センター	327- 8611
樽見鉄道(株)本巣駅	0581-34-3768	福祉センター(社協)	327- 8610
駅南第1駐輪場	327- 2691	もとす医師会	324- 0364
駅南第2駐輪場	326- 2107	糸貫川運動公園管理棟	325- 0511
第3駐輪場	326- 8601	豊住園	327- 9947
瑞穂市ふれあい公共公社	322- 7651	すみれの家	328- 7187
花塚排水機場	327- 0973	牛牧北部防災コミュニティセンター	329- 0147
別府排水機場	327- 1646	牛牧南部コミュニティセンターつどいの泉	329- 1511
五六西部排水機場	327- 5901	本田コミュニティセンター	329- 1600
糸貫・天王川排水機場	326- 6624	老人福祉センター	328- 4321
犀川管理事務所	327- 7821	別府水源地	327- 2349
犀川第2排水機場	327- 6956	アクアパーク別府水処理	329- 3267
犀川第3排水機場	327- 3634	アクアパークすなみ	328- 6675
宝江川排水機場	326- 6814	火葬場	326- 6614
平野井川排水機場	0584-82-2454	瑞穂市図書館	326- 2300
柳瀬排水機場	0584-73-1576	瑞穂市図書館分館(西部複合センター)	328- 7070
		美来の森	326- 6219

中部電力(株)岐阜営業所	0120-985-910	電気
関西電力(株)彦根営業所	0749-22-0080	電気
関西電力(株)彦根電力所	0749-22-3471	電気
西日本電信電話(株)	113	電話
(株)NTTドコモ東海岐阜支	0120 800 000	電話
東邦ガス(株)岐阜支店	272- 2166	ガス
川甚(株)穂積営業所	327- 3340	ガス
穂積ガス(株)	327- 6696	ガス
イワタニ東海(株)岐阜支店	327- 6633	ガス
シナネン(株)岐阜支店	327- 2235	ガス
新日本ガス(株)穂積支店	327- 6677	ガス
JAもとす LPGセンター	323- 3400	ガス
JAもとす 灯油配送セン	323- 6373	灯油
穂積菱油(株)	326- 3412	燃料

避難勧告等の発令基準一覧（長良川）

	避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告	以上の中、いずれか1つに該当する場合 ア) 長良川の忠節水位観測所の水位が氾濫判断水位である5.3mに到達し、かつ、斧見水位観測所の河川水位が上昇している場合 イ) 長良川の忠節水位観測所の水位が避難判断水位である5.3mに到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続き水位の上昇が見込まれている場合 ウ) 長良川の忠節水位観測所の水位が避難判断水位である5.3mに到達し、かつ、忠節水位観測所から上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される場合 エ) 漏水等が発見された場合	以上の内、いずれか1つに該当する場合 ア) 長良川の忠節水位観測所の水位が7.1mに到達するおそれがある場合 イ) 洪水予報の水位予測により、長良川の忠節水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を超えることなどが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫の怖れがある場合） ウ) 異常な漏水等が発見された場合 エ) 漏水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合 オ) 決壊や越水・溢水の発生が発見された場合 エ) 機構支障が発見された場合
通常時	以上の中、いずれか1つに該当する場合 ア) 長良川の忠節水位観測所の水位が氾濫危険水位である5.5mに到達した場合 イ) 長良川の忠節水位観測所の水位が氾濫危険水位である5.5mに到達した場合 ウ) 夜間・早朝 エ) 夜間・早朝 オ) 夜間・早朝	以上的内、いずれか1つに該当する場合 ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 イ) 判断する時点（夕刻）で、忠節水位観測所から上流域において、気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される場合 ウ) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合	以上的内、いずれか1つに該当する場合 ア) 長良川の忠節水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過するなどで、多量の降雨が予想される場合

○避難勧告等の解除の考え方

- ・避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとします。
- ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基として、解除するものとします。

避難勧告等の発令基準一覧（揖斐川）

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
	以上の内、いずれか1つに該当する場合	以上の内、いずれか1つに該当する場合	以上の内、いずれか1つに該当する場合
通常時	ア) 揖斐川の岡島水位観測所の水位が避難判断水位である3.4mに到達又は根尾川の山口水位観測所の水位が避難判断水位である3.5mに到達し、かつそれぞれの上流に位置する水位観測所の河川水位が上昇している場合 イ) 揖斐川の岡島水位観測所の水位が避難判断水位である3.4mに到達又は根尾川の山口水位観測所の水位が避難判断水位である3.5mに到達し、かつそれぞれの水位観測所において引き続き水位の上昇が見込まれている場合	ア) 揖斐川の岡島水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.1mに到達又は根尾川の山口水位観測所の水位が氾濫危険水位である3.9mに到達した場合 イ) 洪水予報の水位予測により、揖斐川の岡島水位観測所又は根尾川の山口水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を超えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫の怖れがある場合） ウ) 揖斐川の岡島水位観測所の水位が避難判断水位である3.4mに到達又は根尾川の山口水位観測所の水位が避難判断水位である3.5mに到達し、かつ、それぞれの水位観測所から上流域の気象情報、降水量予報で、さらにに多量の降雨が予想される場合	ア) 揖斐川の岡島水位観測所又は、根尾川の山口水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過するなどで、多量の降雨が予想される場合 イ) 判断する時点（夕刻）で、岡島水位観測所又は、根尾川の山口水位観測所から上流域において、気象情報、降水量予報で、さらにに多量の降雨が予想される場合 ウ) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
夜間・早朝	以上のみ、いずれか1つに該当する場合	以上のみ、いずれか1つに該当する場合	以上のみ、いずれか1つに該当する場合

○避難勧告等の解除の考え方

- ・ 避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとします。
- ・ 堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとします。

避難勧告等の発令基準一覧（糸貫川）

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
	以上の内、いずれか 1 つに該当する場合 ア) 糸貫川の北方水位観測所の水位が避難判断水位である 2.2m に到達した場合	以上の内、いずれか 1 つに該当する場合 ア) 糸貫川の北方水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である 2.6m に到達した場合	以上の内、いずれか 1 つに該当する場合 ア) 糸貫川の北方水位観測所の水位が 3m に到達する場合（越水・溢水のおそれのある場合）
通常時	イ) 糸貫川の北方水位観測所の水位が氾濫注意水位である 2m に到達し、かつ、北方水位観測所から上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される、もしくは、糸貫川の流域雨量指數の予測値が洪水警報基準に到達する場合であって、急激な水位上昇の怖れがある場合	イ) 糸貫川の北方水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、北方水位観測所の上流域の今後の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される、もしくは、糸貫川の流域雨量指數の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合であって、急激な水位上昇のおそれがある場合	イ) 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まつた場合
	ウ) 漏水等が発見された場合	ウ) 異常な漏水等が発見された場合	ウ) 決壊や越流が発生した場合
夜間・早朝	以上の内、いずれか 1 つに該当する場合 ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早晨に避難が必要となることが予想される場合	以上の内、いずれか 1 つに該当する場合 ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早晨に避難が必要となることが想定される場合	工) 橋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合 ウ) 漏水を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合
	イ) 判断する時点（夕刻）で、北方水位観測所の上流において、気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される場合	イ) 判断する時点（夕刻）で、糸貫川の北方水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、北方水位観測所の上流に多量の降雨が予想される場合	イ) 判断する時点（夕刻）で、糸貫川の北方水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

○避難勧告等の解除の考え方

- ・避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとします。
- ・堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなつた段階を基本として、解除するものとします。

避難勧告等の発令基準一覧（犀川）

緒卷 1 2 - 4

	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
	以上の内、いずれか 1 つに該当する場合	以上の内、いずれか 1 つに該当する場合	以上の内、いずれか 1 つに該当する場合
ア) 犀川の十八条水位観測所の水位が避難判断水位である 2. 3m に到達した場合	ア) 犀川の十八条水位観測所の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）である 2. 4m に到達した場合	ア) 犀川の十八条水位観測所の水位が 2. 5m に到達するおそれがある場合	ア) 犀川の十八条水位観測所の水位が 2. 5m に到達するおそれがある場合
通常時	イ) 犀川の十八条水位観測所の水位が氾濫注意水位である 1. 8m に到達し、かつ、十八条水位観測所から上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される、もしくは、犀川の流域雨量指數の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合であって、急激な水位上昇の怖れがある場合	イ) 犀川の十八条水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、十八条水位観測所の上流域の今後の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される、もしくは、犀川の流域雨量指數の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合であって、急激な水位上昇の怖れがある場合	イ) 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれがある場合
	ウ) 漏水等が発見された場合	ウ) 異常な漏水等が発見された場合	ウ) 決壊や越流が発生した場合
	以上の中、いずれか 1 つに該当する場合	以上の中、いずれか 1 つに該当する場合	工) 樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合
夜間・早朝	ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが予想される場合 イ) 判断する時点（夕刻）で、十八条水位観測所の上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに多量の降雨が予想される場合	ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 イ) 判断する時点（夕刻）で、犀川の十八条水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、十八条水位観測所の上流域にさらに多量の降雨が予想される場合	ア) 大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合 イ) 判断する時点（夕刻）で、犀川の十八条水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合 ウ) 降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

○避難勧告等の解除の考え方

- ・ 避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとします。
- ・ 堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとします。

【台風版（台風の接近に伴う場合）】

本邦の水産は、その半数以上が北海道のものである。

風水害タイムライン【豪雨版（前線による大雨の場合）】

時間	事象	気象台				行動項目・内容	経営課(総務部)	上水道課(給排水部)
		浸水警	洪水警	洪水	法水未補用			
事前対策	大雨の可能性があるおそれ	大雨に備するための情報収集 ※防災情報等						
約1日前	大雨の可能性があるおそれ	大雨に備するための情報収集 ※防災情報等						
半日前～数時間前	大雨の可能性があるおそれ	大雨に備するための情報収集 ※防災情報等						
降雨開始～2時間前～度前	大雨が始まる、強風が吹く	大雨警報	洪水警報	洪水	法水未補用	大雨警報	大雨警報	大雨警報
降雨開始～度前	大雨が止まる、強風が吹く	大雨警報	洪水警報	洪水	法水未補用	大雨警報	大雨警報	大雨警報
降雨終了	大雨が止む、強風が吹く	大雨警報	洪水警報	洪水	法水未補用	大雨警報	大雨警報	大雨警報
終日	大雨が止む、強風が吹く	大雨警報	洪水警報	洪水	法水未補用	大雨警報	大雨警報	大雨警報
終日	大雨が止む、強風が吹く	大雨警報	洪水警報	洪水	法水未補用	大雨警報	大雨警報	大雨警報

《避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂》

平成22年 6月	原案作成	(総務課)
平成22年10月	県と協議	
平成23年 5月	作成・公表	(総務課)
平成23年11月	一部改訂	(総務課)
平成27年 7月	全面改訂	(総務課)
平成29年 3月	全面改訂	(総務課)